

## 薬害肝炎救済法

(正式名：特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤による  
C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法)

平成 20 年 1 月 16 日公布・施行

フィブリノゲン製剤および血液凝固第IX因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入し、感染拡大、感染者に甚大な被害を負わせたことに対し、政府が責任を認めたことによる。

特定C型肝炎ウイルス感染者およびその相続人に対する給付金の支給に関する法律である。

### <対象製剤>

\* 特定フィブリノゲン製剤：乾燥人フィブリノゲンのみを有効成分とする製剤

- ・ フィブリノーゲン - BBank (1964年6月9日承認)
- ・ フィブリノーゲン - ミドリ (1964年10月24日承認)
- ・ フィブリノゲン - ミドリ (1976年7月30日承認)
- ・ フィブリノゲン HT - ミドリ (1987年4月30日承認、ウイルスを不活化するため加熱処理のみを行ったものに限る)

\* 特定血液凝固第IX因子製剤：乾燥人血液凝固第IX因子複合体を有効成分とする製剤

- ・ PPSB - ニチャク (1972年7月22日承認)
- ・ コーナイン (1972年7月22日承認)
- ・ クリスマシン (1976年12月27日承認)
- ・ クリスマシン - HT (1985年12月17日承認、ウイルスを不活化するために加熱処理のみを行ったものに限る)

### <対象者>

特定C型肝炎ウイルス感染者：特定フィブリノゲン製剤または特定血液凝固第IX因子製剤の投与を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染した者および産道感染を受けた者。

### <給付金額>

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| 1. 肝硬変・肝がんに罹患、または死亡したもの | 4,000万円 |
| 2. 慢性C型肝炎に罹患したもの        | 2,000万円 |
| 3. 上記以外のもの              | 1,200万円 |

### <給付金の請求>

請求する者またはその被相続人が特定C型肝炎ウイルス感染者であることおよび給付金額に示した1～3に該当することを証明する確定判決・和解・調停、その他確定判決と同一の効力を有するもの（当該訴え等の相手方に国が含まれているものに限る）の正本または謄本を提出しなければならない。

給付金を請求するための新たな訴訟の提起は2013年1月15日までに行う必要がある。